

< 遺留分減殺による物件返還請求調停 >

1 概要

遺留分とは、一定の相続人が、相続に際して、法律上取得することを保障されている相続財産の一定の割合のことで、被相続人の生前処分（贈与）又は死因処分（遺贈）によっても奪われることのないものです。遺留分減殺請求とは、遺留分を侵害された者が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、相続財産に属する不動産や金銭などの返還を請求することです。

遺留分減殺による物件返還請求について当事者間で話し合いがつかない場合、遺留分権利者は家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

なお、遺留分減殺は相手方に対する意思表示をもってすれば足りませんが、家庭裁判所の調停を申し立てただけでは、相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。

この意思表示は、相続開始及び減殺すべき贈与又は遺贈のあったことを知ったときから1年又は相続開始のときから10年を経過したときは、することができなくなります。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握した上で、当事者双方の意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、話し合いを進めていきます。

2 申立人(申立てができる人)

遺留分権利者（直系卑属，直系尊属及び配偶者）

遺留分権利者の承継人（遺留分権利者の相続人，相続分譲受人）

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所

南丹市（旧美山町を除く），亀岡市，船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市，京丹後市，与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市，綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については，裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・80円切手×10枚 10円切手×10枚	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	次ページ「遺留分減殺による物件返還請求調停に必要な添付書類」を参照	

※1 ここに記載しているものは，審理のために標準的に必要なものであり，事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は，昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）

遺留分減殺による物件返還請求調停に必要な添付書類

【共通】

- 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）
- 被相続人の子（及びその代襲者）で，死亡している者がある場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- 不動産登記事項証明書
- 遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し

【相続人に直系尊属が含まれている場合】

- 相続人が，父母の一方である場合で，もう一方が死亡しているときは，その死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）の謄本（全部事項証明書）（ただし，相続人の戸籍に記載があれば，それで足りる。）
- ※1 事案によっては，この他の資料や戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。
- ※2 戸籍謄本（全部事項証明書）及び不動産登記事項証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※3 同じ書類は1通で足りません。